

平成 17 年度事業計画書

(平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。

国際協力機構からの受託事業収入は平成 8 年度 11 百万円から年々増加し、平成 14 年には 83 百万円に達したが、平成 15 年度・平成 16 年度はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額は減少した。平成 17 年度にはウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトなど新たな事業が加わる予定で規模は拡大の見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるために、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入費用の推移(平成 16 年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出 (千円)
平成 12 年度	45,433	53,832
平成 13 年度	65,060	71,622
平成 14 年度	82,968	83,446
平成 15 年度	56,814	57,063
平成 16 年度	56,484	58,038
平成 17 年度(予算)	69,700	74,300

(1) ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

国際協力機構とベトナム司法省との法整備支援契約フェーズ 2(3 年 5 ヶ月の終了後、平成 15 年 7 月より新たな 3 ヶ年契約(フェーズ 3)がスタートしている。

日本での研修は、既に 24 回実施され、来日した研修員は総勢 240 人を超している。本研修は司法省の他に最高人民裁判所、最高人民検察庁を含め、年 4 回の規模に拡大しこともあったが、日本法制度の一般研修は平成 14 年度で一区切りとし、フェーズ 3

では民法改正研究、法曹養成教官研究（トレーナーズトレーニング）などに目的を絞った研修に特化し、より具体的な成果を上げることを目標としている。

平成17年度ベトナム研修スケジュール (各研修とも研修員10～14人、期間3～4週間)

- 第25回研修 平成17年6～7月(大阪)
判決標準化及び判例整備（日本側実施主体：判決標準化共同研究会）
第26回研修 平成18年2月(東京)
法曹養成機能強化（日本側実施主体：法曹養成共同研究会）

研修の講師には当財団役員、学術評議員にも引き受けいただき、又、研修期間中に法曹関係機関の見学や企業訪問、日本側関係者との懇談、交流の場を設ける。

(2)ベトナム法制度整備

平成15年7月にスタートしたベトナムとの新3ヶ年法制度整備支援契約フェーズ3)では、前記本邦研修の他下記事業が継続又は新たに追加されている。

(1)民法を中心とした民商事分野立法の整備支援

民法改正最終法案（平成17年度中の成立に向け現在国会審議中）

知的財産権関連法規

民事訴訟法（平成16年5月に成立）倒産法

その他民法関連法令(不動産登記法、国家賠償法、判決執行法等)

上記 のため従来からの民法改正共同研究会(東京、委員9人)、 のため知的財産法小委員会(東京、委員4名)及び のため民訴法共同研究会大阪、委員4人が組織されている。(民事訴訟法は平成16年5月に成立したがその後のフォローアップのため研究会は継続) については当面現地派遣長期専門家及び日本からの短期講師派遣による現地セミナーにより対応される。

(2)人材育成のための支援

国家司法学院における法曹養成

民事第一審判決の判決書の標準化

ベトナム国家大学法学部ハノイ校における日本法教育への支援

上記 のため法曹養成共同研究会(東京、委員4人)及び のため判決標準化共同研究会(大阪、委員4人)が組織されている。

当財団は当年度も引き続きこれら研究会、Working Groupの事務局業務を担当する。

本事務局の円滑な運営のため財団職員の他に大学講師1名、大学院生3名を起用しているが、平成17年度より新たに大阪で事務局として研究員を増員することとする。

(3)カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

カンボジア民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは、平成15年3月の草案の引き渡しにより一段落したが、両法案は閣僚評議会（内閣に相当）で審議されており当年度中の国会での成立を目指している。この両法案成立に向けての支援継続とともに法曹養成トレーナーズの研修について、引き続き日本側が支援協力を行う。

平成17年度カンボジア研修スケジュール

（各研修とも研修員8～10人、期間2～3週間）

平成17年度第1回 9～10月頃(東京)

法曹養成機能強化（日本側実施主体：裁判官・検察官養成校支援作業部会）

平成17年度第2回 1～2月頃(東京)

民法・民訴法及び関連法起草支援（日本側実施主体：民法・民訴法作業部会）

場 所：法務総合研究所(東京)、国際協力機構東京センター

(4)カンボジア法制度整備

カンボジア民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは4年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもとに平成15年3月に草案引き渡しが完了したが、カンボジア側は①両法案の国会審議・成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力、②民法・民訴法関連法制度(施行法、供託法、戸籍法、人事訴訟法)構築支援、③司法官(裁判官・検事)養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請してきており、国際協力機構とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約フェーズ2が平成16年4月からスタートしている（平成19年3月まで）。

このため、従来からの民法作業部会委員13名、民事訴訟法作業部会委員9名はほぼ同じ規模で継続され、また当年度より新たに裁判官・検察官養成校支援作業部会が設けられる予定である。

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者5～6名を起用して取り進める。

(5)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継承により発展してきた日本による協力を求めてきた。国際協力機構及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、平成14年度から5カ年計画で経済取引を促進する法制度に関する本法研修を行っており平成14年は「中小企業法制」、平成15年は「土地法と担保制度」、平成16年度は「倒産制度」をテーマとして実施された。当年度よりは最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが立ち上がる予定であり、これに関連し2回の研修が計画されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたっている。

第4回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）

平成17年5月(大阪、2週間)

第5回ウズベキスタン研修（倒産法注釈書作成支援）

平成17年11月(大阪、2週間)

何れも司法省、経済裁判所、検察庁等から研修員6人

(6)ウズベキスタン法制度整備

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、当年度より最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが本格的に始まる予定であり、日本側の支援組織としてウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員会（大阪、委員長 池田 辰夫 大阪大学大学院高等司法研究科教授 委員5人）が組織された。当財団は本支援委員会の事務局業務を担当する。

(7)国際民商事法研修(地域研修)

国際協力機構は従来の多数国マルチ研修(6~7ヶ国を対象とした一般研修)を見直し、平成15年度から経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替えており、当年度は前年度に引き続きインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)5~6名も加わり、5週間にわたり合宿により共同研修を行う。財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力をを行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

平成17年度国際民商事法研修（地域研修）

対象地域：インドシナ半島4ヶ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等
から各国2~3名、日本人5~6名合計15~18名参加

期間：平成18年1~2月 約5週間

場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市での石川国際民商事法センター主催のシンポジウムへの参加の他、研修期間中に大阪で開催されるアジア太平洋諸国法制度シンポジウム(後述)にも研修カリキュラムの一環として参加する。

(8)日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、(実質的には研修のカテゴリーに入る)ので「インドネシア研修」と略称する。) 平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施されている。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第4回インドネシア研修

平成17年7月又は9月 (大阪、4週間)

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人

(9)その他諸国(ラオス、モンゴル、インドネシア等)法制度整備

ラオス法整備支援研修(年2回本邦研修は当初から名古屋大学及び法務総合研究所が国際協力機構から直接受託し、当財団はサイドからの協力に止まっている。当年度からラオス法整備全般について関係者会議並びに日本からの専門家派遣による現地 Working Shop の支援活動について本邦での事務局業務を受託することになった。当面は研修や現地 WS に関連する会議設営、資料準備、翻訳、テープ起こし等の業務が主体となる見込み。

また当年度からラオスに加え、モンゴル及びインドネシアに対する法整備支援についても特定関連業務の委託を受けることになった。

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共に日韓パートナーシップ研修を実施している。また当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第7回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ	不動産登記、商業登記及びこれに関連する不動産執行についての実務上の諸問題
日本セッション	平成17年6月13日～6月21日東京 韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。
韓国セッション	平成17年10月17日～10月27日ソウル 日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院(ソウル)において研修。

(2) 中国民法典制定への協力

中国は民法典編纂に向けて、最終的な検討段階にあり、中国社会科学院法学研究所は日本の民法学者の協力を求めている。

これに応え森嶌昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする日本の民法学者有志（日中比較民法研究会メンバー4～5人）が、共同研究という形で参加しており、平成15年度第1回シンポジウムが北京で、平成16年度第2回シンポジウムが東京で開催された。当財団は当年度も日本側の協力活動に対し、参加費用等について一部支援を行う。

(3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は國務院国家発展・改革委員会を中国側の窓口として商務部や社会科学院法学研究所他関係機関の協力を得て中国との事業を取り進めており、当年度は第10回日中民商事法セミナーを日本（東京及び大阪）で開催する。今回は第10回目となることから東京でのセミナーの前半に記念講演を組み入れる。

第10回記念セミナー

時期・場所：平成17年9～10月 東京及び大阪

第10回記念講演会（東京セミナーの午前中）

講演者：中国 国家発展改革委員会から副主任クラスの方を招聘

日本側も中国に造詣の深い方1名

東京・大阪セミナー： それぞれ午後 半日

セミナーテーマ：企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度の実態比較及び
今後の課題（仮題）

講師： 本テーマを所管する中国政府機関等から講師2名招聘

日本側も東京、大阪それぞれにて専門家コメンテーター2～3名依頼
主催 日本：当財団、法務総合研究所、JETRO
中国：国務院国家発展・改革委員会

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度を取り上げる。日本企業の中国進出もますます進んでおり、又中国企業による外国企業の買収事例も増えてきており、本テーマは日中双方にとり時宜を得たものと考える。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展・改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟特許法院、平成16年度は日中の知的財産法制度をテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、年1～2回開催を目標とする。

(3)アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成16年度～17年度の2ヶ年にわたる国際会社法調査研究の成果の総まとめとしてシンポジウムを開催する予定。

時 期：平成18年2月

場 所：大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援：JETRO

対象国：中国、シンガポール、タイ、フィリピン

テーマ：企業結合を中心とした国際会社法の研究（仮題）

（研究対象国より講師を招聘）

(4)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

ローエイシア国際会議への財団関係者の参加

法整備支援連絡会、石川国際民商事法センター主催シンポジウムの後援

4 調査研究事業

(1)アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権を実施してきたが、平成16年度～17年度の2ヶ年にわたっては企業結合を中心とした国際会社法の研究事業を取り上げている。

国際会社法研究会

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援：JETRO

期 間：平成16年度～17年度 2年間

対象国：中国、タイ、シンガポール、フィリピン

研究会：座 長 龍田 節弁護士(京都大学名誉教授)

研究会委員 10名

当年度は定期的研究会開催の他、対象国アンケート、海外現地調査等を実施する予定。

(2)海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。当年度も1～2ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成17年6月発行

平成16年度事業報告、平成17年度事業計画を掲載

平成17年12月発行

第10回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を探載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

6 特別事業

当年度は平成8年4月に当財団が設立されて10周年目にあたることからこれまでお世話になった方々をお招きし10周年記念式典を開催することにしたい。

時期 平成18年1月中旬

会場 新霞ヶ関ビル 灘尾ホール

参加者 財団役員、学術評議員、一般企業会員

法務省、法総研関係者

JICA, JETRO, 日弁連他関係団体・機関

その他財団事業の協力者

総勢 100～130人

記念式典 主催者、来賓挨拶

講演：カンボジア司法大臣又はこれに代わる要人を講師として招聘

日本の法整備支援推進関係者から1～2名を講師として依頼

記念パーティ